

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
4 年 第30号	4. 8. 19	<p>有害な物質・製品・手段の禁止や規制と安全な環境を求める陳情</p> <p>有害な物質を不特定多数の人に曝露すべきではない。健康被害・環境汚染・人権侵害・物損など、深刻な被害を引き起こしている有害な物質・製品・手段は禁止すべきである。マイクロプラスチック製品とアロマ、殺虫剤、農薬と空中散布、除草剤を例に挙げ、禁止や規制を求める。人は体内に取り込む化学物質は呼吸からが8割のため、国も地方も事業者も個人も、空気環境が有害にならないように、対処すべきである。ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議からは、環境安全基本法の制定を求め、国会に請願署名が提出されている。このような法律や条例を制定することが必要である（試案は、参考資料のイ2）参照）。茨城県議会には、有害な物質・製品・手段の禁止と環境安全の法整備のため、国（関係機関）への意見書の提出と条例の制定をお願いする。また、有害な物や手段は（危険性を知らないで）使われたり行われたりすると被害を引き起こすため、全ての人が危険性を知って止めるべきであることから、有害性の説明と安全な代替方法を各位が認識するよう、広く周知徹底することをお願いする。1. の柔軟剤、その他の安全な代替方法は、令和4年6月の陳情「環境負荷を減らす方法の社会的周知」をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">参考 本1) イ1) 2)</p> <p>1. マイクロプラスチック製品（柔軟剤・芳香剤・他）とアロマ  マイクロプラスチックは細かすぎて拾いきれず、水や空気など環境汚染を引き起こす。さらに、その中に詰まっている有害な成分、例えば、神経性毒・アレルギー性・発癌性・内分泌攪乱化学物質などによって、健康被害、具体的には、頭痛・吐き気・粘膜痛・関節痛など様々な症状を引き起こし、化学物質過敏症（CS）の原因となっている。香害で、あらゆる所の空気が汚染され、近隣からの空気汚染で窓も開けられない、外に出られない、電車・バス・タクシーに乗れない、保育園・幼稚園・学校・大学・会社・公共施設・店舗・病院・福祉施設に行けない等、香害被害者の権利が奪われ、人権侵害も引き起こしている。香害被害者が窓を閉めても隙間から入ってくるし、マスクをしてもあちこち付着して汚染される。自分は何も有害なものを使っていないのに、他人からの香害で健康被害・環境汚染・人権侵害・物損も受けるのは、理不尽である。早急に、社会全体</p>	個人	防災環境 産業

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>で被害を防止する為に、有害な製品の製造・売買・使用の禁止や規制をすべきである。なお、マイクロプラスチックは家庭用品のみならず、農業用・工業用などにも利用されている。予防原則の観点から、一次マイクロプラスチックの発生抑制対策を早期に導入すべきである。</p> <p>柔軟剤等の香害の元凶3社は、香害の指摘を受けながらも、自社製品は安全だと言いつけてきた。そのうちの1社の幹部役員が、今年6月の株主総会で、マイクロカプセル(マイクロプラスチック)の配合を減らすか止めると回答した。ちょっとでも使われると被害を引き起こすため、減らすではなく止めるべきである。製品の香りについては、強弱・有無の選択肢を提供すると回答している。香り付き製品は、使用者本人も他人も健康被害を引き起こすため、作ってはいけない。香害を減らす前向きな姿勢は評価するが、不十分である。健康を害する物は、国がきちんと禁止や規制をすべきであり、香りの強い製品からでも禁止や規制を始めるべきである。アメリカ連邦政府のフレグランスフリーラベル(香料とその関連物質を不使用かつ製品固有の臭いを消すための化学物質を不使用)のような制度を、日本でも政府が作る必要がある。</p> <p>国の規制や制度の整備を待つだけでなく、被害は日々続出しているため、関係各位が積極的に香害の啓発をすべきである。現行法「海岸漂着物処理推進法 第11条の2」で、「マイクロプラスチックの使用も排出も抑制すべき」とある。法律に違反する行為は止めさせるべきであり、関係行政機関が法令違反を放置してはならない。</p> <p>アロマは、天然も人工も有害であり、酸化物として身体に強く作用するため、過敏性症状を誘発し、化学物質過敏症(CS)の原因になる。有害なマイクロプラスチック製品、天然由来でも製造過程で有害な有機溶剤が使われている製品、合法ハーブやアロマと称する危険な商品も販売されている。使ってはいけない。アロマディフューザーも有害で、アレルギーや喘息、その他、様々な健康被害を引き起こす。アロマは、不特定多数の人に有害な物質を曝露するため、禁止や規制をすべきである。</p> <p>茨城県議会において、上記の問題に対する政府への意見書の提出、マイクロプラスチック製品とアロマの有害性の説明と禁止や自粛の徹底、関係機関が取り締まるように働きかける等、対処をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">参考 本2) 会1) イ3)～8) 新聞1) 他</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>おわりに</p> <p>有害な物質・製品・手段は禁止すべきである。有害な製品は、宣伝（CM や広告等）も規制するとともに、有害性を周知し、使わないように啓発すべきである。被害は日々、茨城県も含め、全国各地で引き起こされている。一人一人が出来ることから始め、関係各位が被害を減らすために取り組む必要がある。茨城県議会には、有害な物質・製品・手段の禁止と環境安全の法整儀のため、国（関係機関）への意見書の提出と条例の制定、有害性の説明と安全な代替方法を関係各位に周知徹底するよう働きかけをお願いする。問題意識のある人、症状が出る人、被害者たちは、危険性を知っていて有害なものを使わなくても、他人が有害なものを使うことによって被害を受けている。多くの人が無知に使用して不特定多数の人に害を及ぼし加害者になり、多くの被害者が続出している。被害者は健康被害だけでなく、人権侵害、環境汚染、物損など多重な被害を受けており、日々の生活にも苦勞している。苦しんでいる人も多い。次世代の人にも悪影響を及ぼす。不特定多数の人に有害な物質を曝露することが無いよう、社会全体で早急に阻止すべきであり、放置してはならない。</p> <p>参考資料</p> <p>&lt;本&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 岡田幹治「香害」（株）金曜日</li> <li>2) 水野玲子「香害は公害」ジャパンマシニスト社</li> </ol> <p>&lt;会報&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) CS 支援センター会報 第 127 号 p.4-6「香害について ライオン株主総会での質疑応答」</li> </ol> <p>&lt;インターネット&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 HP <a href="https://kokumin-kaigi.org/">https://kokumin-kaigi.org/</a></li> <li>2) 環境安全基本法（仮称）試案 「環境安全基本法」（案）最終稿 PDF.pdf (kokumin-kaigi.org)</li> <li>3) 日本消費者連盟 HP 新着情報 2021 年 12 月 14 日「プラスチック～政省令～共同提言」の項目 9～11、参照先※21「脱プラスチック～基本法（案）」</li> </ol>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p> <a href="https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2022/01/548a7ele846dcea53d6bd84cc9438d5b.pdf">https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2022/01/548a7ele846dcea53d6bd84cc9438d5b.pdf</a>  <a href="https://www.wwf.or.jp/file/20210212_ocean01.Pdf">https://www.wwf.or.jp/file/20210212_ocean01.Pdf</a> </p> <p>4) 日本消費者連盟 香害 ポスター 「香料自粛のお願い」「マイクロカプセル」</p> <p> <a href="https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2019/11/kougai_poster_A3.pdf">https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2019/11/kougai_poster_A3.pdf</a>  <a href="https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2020/06/kougai_postercapsuleblank.A4.pdf">https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2020/06/kougai_postercapsuleblank.A4.pdf</a> </p> <p>5) 月刊保団連 2022年3月号 齊藤吉広 稚内北星学園大学 前学長「化学物質による苦しみは「過敏」なのか 当事者を孤立させる社会」</p> <p> <a href="https://hodanren.doc-net.or.jp/books/hodanren22/gekkan/pdf/03/33-39.pdf">https://hodanren.doc-net.or.jp/books/hodanren22/gekkan/pdf/03/33-39.pdf</a> </p> <p>6) 日本消費者連盟 HP 新着情報 2021年1月15日 [公開質問状] 柔軟仕上げ剤・香り付き合成洗剤等をめぐる香害に関する公開質問状</p> <p> <a href="https://nishoren.net/new-information/open_letter/13970">https://nishoren.net/new-information/open_letter/13970</a> </p> <p>7) 日本消費者連盟 HP 新着情報 2021年12月14日 プラスチック～政省令～共同提言の資料 ※18 香害アンケート結果の高田秀重教授（東京農工大学）のコメント</p> <p> <a href="https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2020/06/ale79d761ab1852698798cc92b172db8-1.pdf">https://nishoren.net/wp/wp-content/uploads/2020/06/ale79d761ab1852698798cc92b172db8-1.pdf</a> </p> <p>8) 厚生労働省・地方公共団体などの Web サイト 合法ハーブに関する注意喚起など</p> <p>9) 日本消費者連盟 HP 新着情報 2022年6月14日 政党アンケート結果</p> <p> <a href="https://nishoren.net/flash/17414">https://nishoren.net/flash/17414</a>            (議員の方々は、是非ご覧いただきたい。)         </p> <p>&lt;新聞記事&gt;</p> <p>1) 産経新聞 2022年4月22日 広がる「香害」対策遅く</p> <p>その他、多数</p>		